
貧困研究会

第1回研究大会

流動社会における新しい貧困のかたち

— ネットカフェ生活者調査から見えてきたこと —

2008年10月18日

法政大学・市ヶ谷キャンパス

貧困研究会 第1回研究大会プログラム

2008年10月18日(土)
法政大学市ヶ谷キャンパス

タイムテーブル

会場：55年館4・5階

9:30~10:00	開場・受付	542 教室前
10:00~12:30	第1分科会 社会的包摂政策の現在 —欧州と日本—	542 教室
	第2分科会 子どもの貧困と健康・障害	552 教室
	自由論題	553 教室
12:30~13:30	昼休み(運営委員会・編集委員会)	542 教室
13:30~16:30	共通論題 流動社会における新しい貧困のかたち —ネットカフェ生活者調査から見てきたこと—	542 教室
16:45~17:30	年次総会	542 教室

※会員以外の方でも参加できます。

※参加を希望される方は、資料を用意する都合がありますので、事前に貧困研究会事務局宛にメールにて連絡いただきますよう、お願いいたします。

※参加費(会場費および資料代等)

会員：1,000円(学生500円) 非会員：1,000円+カンパ

大会プログラム

第1分科会 社会的包摂政策の現在 —欧州と日本—

【542 教室】

座長：中山徹（大阪府立大学）

第1報告 「就労によるアクティベーションか、社会的アクティベーションか？
—EU包摂戦略における2つの道—」

中村健吾（大阪市立大学）

第2報告 「日本における社会的包摂に向けた取り組みと課題
—EU社会的包摂政策を踏まえて—」

福原宏幸（大阪市立大学）

討論

第2分科会 子どもの貧困と健康・障害

【552 教室】

座長：松本伊智朗（札幌学院大学）

第1報告 「子どもの貧困と健康の関係：アメリカの実証研究のサーベイ」

阿部彩（国立社会保障・人口問題研究所）

第2報告 「障害児とその家族の貧困」

藤原里佐（北星学園大学短期大学部）

討論者 藤原千沙（岩手大学）

小西祐馬（長崎大学）

自由論題

【553 教室】

座長：下村幸仁（会津大学短期大学部）

第1報告 「長期路上生活経験者の『脱却』要因」

後藤広史（東洋大学大学院生）

第2報告 「『生存権』の論理における“個人と社会” —敗戦～1960年代日本—」

富江直子（東京大学）

第3報告 「生活福祉資金貸付制度の現状分析 —生業資金から要保護世帯向け長期生活
支援資金に至る変化—」

室住眞麻子（帝塚山学院大学）

共通論題

【542 教室】

流動社会における新しい貧困のかたち — ネットカフェ生活者調査から見てきたこと —

司会：岩田正美（日本女子大学）

第1報告 「住居喪失不安定就労者に関する厚生労働省全国調査について」

北條憲一（厚生労働省職業安定局就労支援室）

第2報告 「『若年ホームレス生活者』への支援の模索」

沖野充彦（釜ヶ崎支援機構）

第3報告 「ネットカフェ生活者の居住と就労の流動性」

村上英吾（日本大学）

休憩

討論者 河添誠（首都圏青年ユニオン）

垣田裕介（大分大学）

総括討論

第1分科会 社会的包摂政策の現在 —欧州と日本—

座長 中山徹（大阪府立大学）

第1報告

就労によるアクティベーションか、それとも社会的アクティベーションか
—EUにおけるフレキシキュリティと積極的包摂の戦略—

中村健吾（大阪市立大学）

EUによる欧州雇用戦略の展開の展開にともない、多くのEU加盟国の社会的扶助制度では就労を重視するアプローチが採られるようになった。欧州雇用戦略は、雇用の「フレキシキュリティ」を促進するための「共通原則」や「道程」をEUレベルで整備する段階に達した。他方、貧困および社会的排除に抗する社会的包摂の戦略は、アクティベーション政策と包摂政策とを結合した「積極的包摂」の路線を採り、加盟国における1) 就労支援、2) 最低限所得保証制度、そして3) 社会サービスの仕組みという3つの要素を一体のものとして活用しつつ、「労働市場から最も遠ざかっている人びと」への支援の可能性を探り始めている。これは実は、就労に偏ったアクティベーション政策のもつ限界をふまえた、欧州委員会による軌道修正を示している。

第2報告

日本における社会的包摂に向けた取り組みと課題 —EU社会的包摂政策を踏まえて—

福原宏幸（大阪市立大学）

社会的包摂をめぐる欧州での議論やEUの包摂政策において提示された政策領域は、所得、就労、社会サービスの三つに関わるものであった。また、これらを普遍的な制度設計によって実施するのか、特定の排除された社会集団への施策に限定するのか（あるいは両方を追求するのか）といった見解の相違がみられた。

こうした理解を踏まえて、日本の現状を検討する。すなわち、2000年頃から日本政府、地方自治体そしてNPOなどの民間団体によって開始された社会的包摂に向けた取り組みは、どのような特徴を持つのだろうか。また、それぞれがめざす政策の方向には一定の対立がみられるようだが、現実の課題への対応という観点からみるとそこには相互補完関係を見出しえるかもしれない。これらの点を試論として論じることが本報告の課題である。

第2分科会 子どもの貧困と健康

座 長：松本伊智朗（札幌学院大学）

歴史的に見ても、あるいは現在の開発途上国と先進工業国の双方を念頭においても、子どもの貧困と健康の関連は、子どもの貧困に対する取り組みのもっとも基礎的な問題である。今日の日本においては、特に過疎地域での小児医療の縮小、国保の「未納問題」と関わった「無保険」状態に置かれる子どもの存在の指摘など、子どもの医療と健康が政策的な争点となりつつある。本分科会ではこの古くて新しい、優先すべき課題であるにも関わらず日本では研究の少ない問題を取り上げる。アメリカの研究のサーベイから得られる示唆、健康という点から見てもっとも脆弱な立場におかれている障害児の状態、これらの点の報告を受け、当面する研究と実践の課題について理解を深めたい。

第1報告

「子どもの貧困と健康－アメリカの実証研究のサーベイ」

阿部彩（国立社会保障・人口問題研究所）

討論者 小西祐馬（長崎大学）

子ども期における貧困が子どもの成長に影響することは、海外における多くの研究によって明らかにされている。子どもの「健康格差」は、イギリスやカナダのように国民皆保険が達成されている国にても確認されている。日本においては、「国民皆保険」が1960年代に達成されたといっても、既に無保険の子どもの存在がメディアにでも取り上げられ（朝日新聞2008年9月2日）、また、たとえ健康保険に加入していても近年の自己負担額の増加は低所得世帯における受診抑制を促していることが報告されている。しかし、子どもの貧困と健康の関係性について、日本において論じられることは極めて少なく、その実態は明らかになっていない。本報告では、主にアメリカにおける子ども期の貧困と健康の関係についての理論および実証研究を紹介し、そこから得られる示唆を日本の貧困の子どもの健康問題と絡めて論じる。

第2報告

「障害児とその家族の貧困」

藤原里佐（北星学園大学短期大学部）

討論者 藤原千沙（岩手大学）

障害と貧困を結びつけて論じることは、しばしばタブー視されてきた。しかし、障害児教育実践、障害児者福祉との関連においては、障害を持つ子どもとその家族が、経済的な不利をも背負い、より複合的な困難を抱えているケースに出会うことは少なくない。仮説としては、①子どもの生育歴において、著しい経済的な不利がある場合、栄養、医療、衛生、それらにかかわる情報や養育上の配慮が不足、あるいは偏在することで、障害が派生する。また、障害の予防や早期発見から疎外されることで、障害が顕在化する。②子どもに障害があり、家族の一人がそのケアや養育に集中することにより就労が制限される。他の家族のメンバーの働き方や暮らしも、障害児の養育との関係の中で規定される。障害を有していることの「不利」は、社会との関係性の中で形成され、その中で解消するという障害観が普遍化する中で、貧困問題と障害児者問題が重なり合うことの意味を考えたい。

第1報告

長期路上生活者の「脱却」要因

後藤広史（東洋大学大学院）

2007年4月に発表された「第2回 ホームレスの実態に関する全国調査」では、ホームレス（路上生活者）の「高齢化」、「長期化」の傾向が明らかとなっている。本研究は、短期路上生活者と比べて「脱却」が相対的に難しいと思われる長期路上生活者に焦点をあて、その「脱却」要因（特にそのプロセス）を明らかにし、今後のホームレス（路上生活者）対策に求められる視座を得ることを目的としている。そこで路上生活を1年以上経験し、かつ現在「脱却」した状態を1年以上保持している18名の元路上生活者にインタビュー調査を行った。分析の結果、「支援に対する納得」「相互作用を生み出す支援的なかわり」という二つのテーマが見出され、支援の課題が整理された。

第2報告

「生存権」の論理における“個人と社会” — 戦後～1960年代日本 —

富江直子（東京大学）

本報告の主題は、日本国憲法が保障する「基本的人権」の一つとしての「生存権」の歴史社会的検討である。個人が固有に有するものとしての「人の権利」と、共同体がその主体となる「共同体の権利」との両極の間で、戦後日本における「生存権」はいかなる「権利」として意味づけられ、いかなる論理によって正当化されてきたのか。それを、①新憲法精神に向けて「国民」を啓蒙する議論、②憲法を個人の「自由」や「権利」に対してより制限的な方向へ改正することを主張する議論、③資本制における階級対立の問題として「権利」や「義務」を捉える議論、の三つの議論の内容および形式の分析を通じて明らかにする。そして、戦後日本における「生存権」をめぐる言説の行為遂行的発話としての意味を考察し、「人の権利」としての生存権を追求していくための課題を提起する。

第 3 報告

「生活福祉資金貸付制度の現状分析 ー生業資金から要保護世帯向け長期生活支援資金に至る変化ー」

室住真麻子（帝塚山学院大学）

生活福祉資金貸付制度は厚生労働省による「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、国と各都道府県の補助金によって、各都道府県社会福祉協議会が実施主体、各市町村社会福祉協議会が窓口となり、1955年にスタートした現金貸付制度である。現在この制度の利用件数は低迷を続けている。しかし、こうしたなかで、生活福祉資金貸付制度は2つの観点で検討すべき課題が生じている。1つは、消費者金融の利用者が「少なくとも約1400万人」「そのうち多重債務状態に陥っている」人々が「200万人」を越えるという状況下で、「消費者向けセーフティネット貸付」として、新たな注目と期待が寄せられているということである。もう1つは、昨年度、新たに追加された要保護世帯向け長期生活支援資金制度である。この制度は、一定条件の持家をもつ貧困な高齢者世帯に対して、その持家を担保にして生活費を貸与する制度である。この制度は、これまでの生活福祉資金貸付制度の特徴および生活保護制度の運用上の合意点をひっくり返すようなさまざまな問題をはらんでいる。本報告では、こうした現況に触発されつつ、しかし多重債務問題には直接踏み込まず、社会福祉施策の1方法として展開している現金貸付の意味や役割および現状について若干検討する。

報告要旨

共通論題 流動社会における新しい貧困のかたち

ーネットカフェ生活者調査から見えてきたことー

<企画の趣旨>

共通論題では、現代の日本社会を雇用・住居・家族などの流動化が進む「流動社会」ととらえ、そこで「再発見」された新しい貧困の実態と対策について考えていきたい。

2000年代になり、「格差社会」をめぐる議論がマスコミや学会を賑わせた。一連の議論を通じて明らかになったことは、確かに近年の日本社会では賃金や所得などの経済的な格差が拡大したが、格差の拡大は限定的なものに過ぎないという点であった。そうしたなかで、2006年から2007年にかけて、人々の関心はそれまで問題とされてきた「格差」から「貧困」へと移行して行った。問題の焦点が「貧困」へと移るにつれて、新たな貧困の「再発見」がさまざまな角度から試みられている。その一つの典型が、「ネットカフェ難民」と呼ばれる、「ネットカフェ」などに生活の拠点を置かざるを得ない人々の存在である。

こうした状況のなかで、2007年には「ネットカフェ難民」を対象としたいくつかの調査が実施された。そこで共通論題では、このうちの3つの調査を実施した方々にお集まりいただき、実態調査の結果にもとづいて「流動社会」における新しい貧困をどのようにとらえればいいのか、労働や家族の変容、あるいは都市の変容との関連、さらには対策の難しさはどこにあるのか、といった論点について検討したい。

第1報告

「住居喪失不安定就労者に関する厚生労働省全国調査について」

北條憲一（厚生労働省職業安定局）

近年、住居がなくネットカフェ等に寝泊りしながら不安定な雇用形態で就業する人々の存在が注目されるなか、厚生労働省では2007年6月中旬から7月末にかけて「日雇派遣労働者の実態に関する調査」および「住居喪失不安定就労者の実態に関する調査」を実施した。この調査は、行政主体の調査としては問題が指摘されてから異例の素早さで実施されたものであるが、調査結果から「住居喪失不安定就労者」の数が推計されるとともに、その就労・生活実態に関して多くの興味深い点が明らかにされた。

本報告では、同調査を実施した厚生労働省職業安定局就労支援室の室長である北條憲一氏に、調査結果についてご報告いただくとともに、住居喪失不安定就労者対策として実施されているTOKYOチャレンジネットの実施状況についてもお話いただく。

第2報告

『若年ホームレス生活者』への支援の模索

沖野充彦（釜ヶ崎支援機構）

厚生労働省調査と同じ時期に、大阪でも「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」という同様の調査が実施された。同調査は、特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構と大阪市立大学大学院創造都市研究科が大阪市の委託を受けて実施されたもので、ネットカフェ等で寝泊りしている若者や野宿生活を余儀なくされ自立支援センターに入所した若者たちを対象として実施された。厚労省調査とは異なり、生育歴・職歴・家族との関係について、対象者一人当たり1時間半～2時間かけて聞き取りが行われており、「若年ホームレス生活者」の詳細な生活誌が記録されるとともに、それをもとに多面的な分析が行われている。

本報告では、同調査の実施主体の一つであるNPO釜ヶ崎支援機構の事務局長である沖野充彦氏に、調査から明らかになった点についてご報告いただく。また、NPO釜ヶ崎支援機構は、大阪における「住居喪失不安定就労者」対策であるOSAKAチャレンジネットと連携した継続支援事業にも携わっており、その支援事例等についても報告していただく。

第3報告

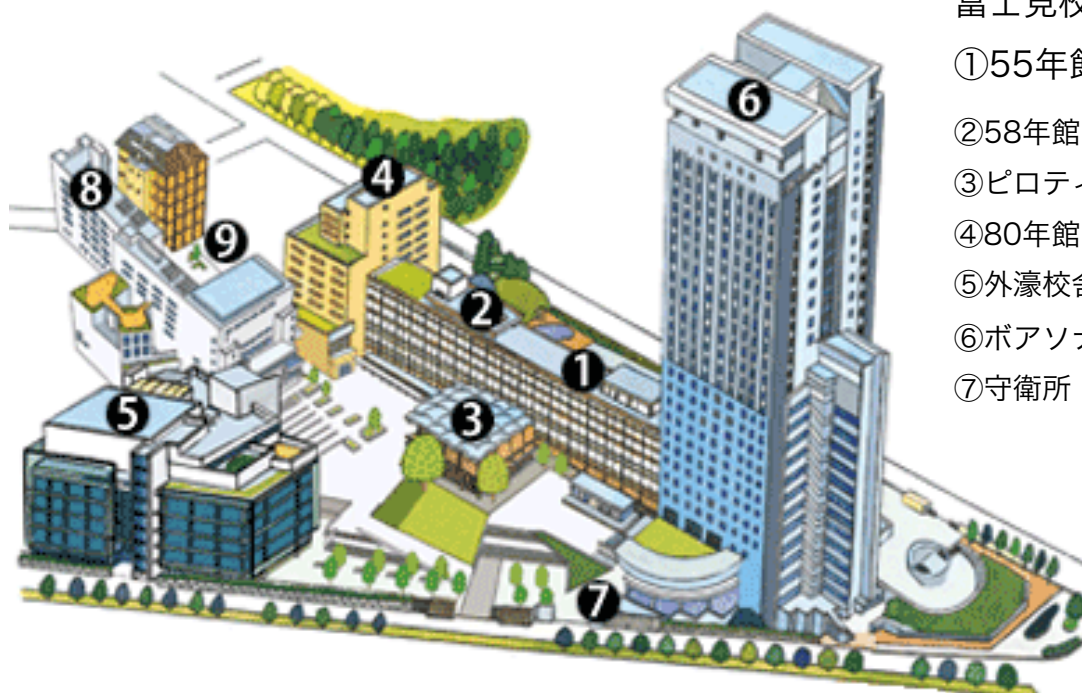
「ネットカフェ生活者の居住と就労の流動性」

村上英吾（日本大学）

貧困研究会の設立に先立ち、貧困研究会準備会がネットカフェ生活者を対象としたききとり調査を実施している。この調査は当初、「広義のホームレス生活者」の実態を明らかにするための調査の一環として計画された。ホームレス自立支援法の施行以来、ホームレス自立支援センター事業をはじめとする取り組みや景気の回復などに伴い、野宿生活者は減少したと見られていた。とはいえ、他方では生活困窮者に対する支援活動などを通じて、野宿生活には至らないものの、住居を失いサウナやネットカフェなどでの宿泊を余儀なくされている人々はむしろ増加しているのではないかという問題意識があった。そこで、ネットカフェ生活者に対象を絞り、その実態を明らかにすることとした。

調査を企画している段階で、厚生労働省による大規模な調査の実施が明らかとなったため、定量的調査に加え、ききとりを中心とした定性的な調査を実施することとした。また、地方都市の実態を明らかにするため、首都圏調査と平行して北九州でも調査を実施した。大阪調査と比較してききとり事例は非常に少ないが、いくつかの興味深い知見を得ることができた。そこで本報告では、ネットカフェ生活者の「声」を引用しながら、その生活・就労実態について考察していく。

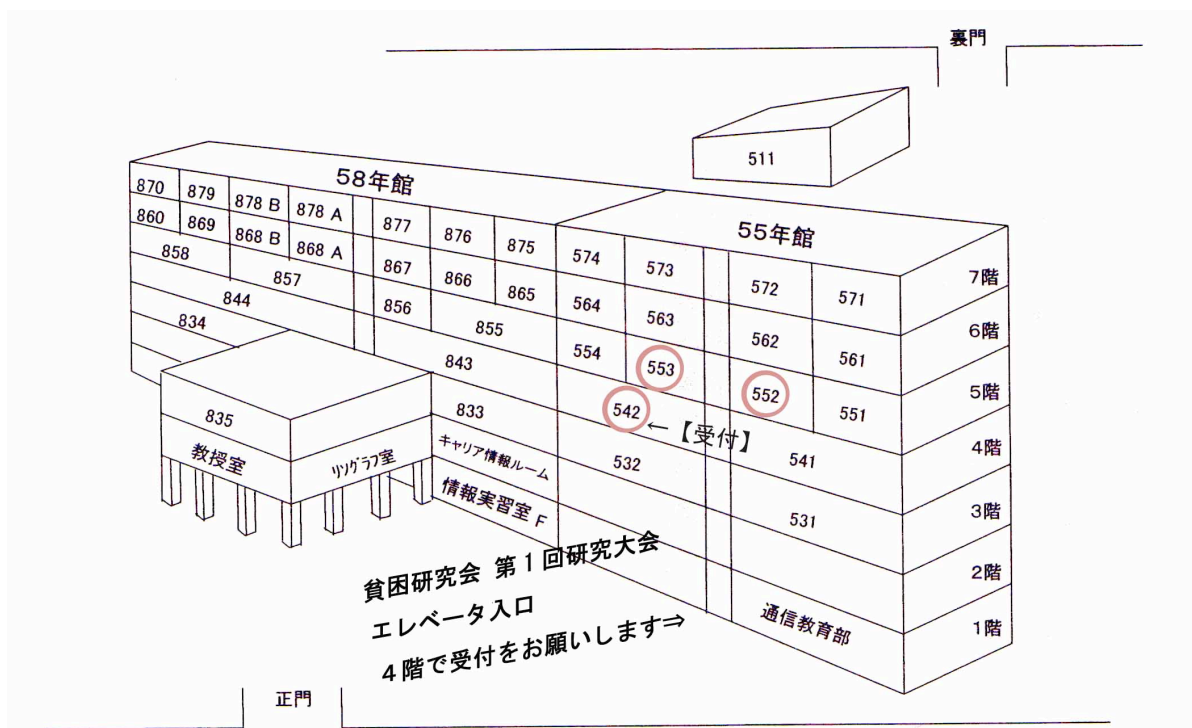
校舎案内



富士見校舎

- ①55年館（会場）
- ②58年館
- ③ピロティ
- ④80年館
- ⑤外濠校舎
- ⑥ボアソナードタワー
- ⑦守衛所

58年館・55年館 教室配置図



←至 飯田橋駅

至 市ヶ谷駅→

交通案内



● 主なターミナルからの交通アクセス

18	東京駅	JR中央線快速-約4分	御茶ノ水駅	JR総武線-約4分	飯田橋駅	徒歩-約10分
20	新宿駅	JR総武線-約10分			市ヶ谷駅	徒歩-約10分
20	池袋駅	地下鉄有楽町線-約10分			飯田橋駅	徒歩-約10分
19	渋谷駅	地下鉄半蔵門線-約6分	永田町駅	地下鉄有楽町線-約3分	市ヶ谷駅	徒歩-約10分
20	上野駅	JR山手線-約4分	秋葉原駅	JR総武線-約6分	飯田橋駅	徒歩-約10分

市ヶ谷キャンパス

※ 内の数字は、総所要時間(乗り換え時間を除く)を表す

<http://www.hosei.ac.jp/hosei/campus/annai/ichigaya/access.html>